

質屋営業法に係る処分基準の改正概要

1 趣旨

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 7 5 号）が施行されたことに伴い、警察庁において「古物営業法等に係る審査基準及び処分基準のモデルの改定について（通知）」（令和 8 年 5 月 1 4 日付け警察庁丙生企発第 5 0 号）が発出されたことを踏まえ、処分基準について見直しが必要となる箇所を改正するものである。

2 主な改正内容

- （１）法令違反行為等に刑法 1 5 2 条の追加等（別表）
- （２）法令違反行為等の関係条項、法令違反行為の修正等（別表）

3 施行日

改正の日から施行する。